

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年3月30日

【概要】

令和6年9月30日、港区港南五丁目2番の都道品川埠頭線道路上において、区の清掃車（小型プレス車）が交差点をUターンし、道路左側に停車しようとしたところ、停車中の相手方（株式会社）の普通貨物自動車に接触し、相手方自動車の前部右側の補助ミラーを損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の前部右側の補助ミラーが損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：64,520円

【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

64,520円

【事故状況図】

